

指定文化財に関する調書

記入年月日	平成 26 年 2 月 19 日
種 別	歴史資料
名 称	連溪庵句碑
員 数	1 基
所 在 地	宮代町字東 90 番地
所有者の住所・氏名	宮代町字東 90 番地 五社神社
管理者の住所・氏名	宮代町字東 90 番地 五社神社
経過及び現況	<p>江戸時代、五社神社境内に建立。</p> <p>法量：本塔 高さ 117cm、幅 44.5cm、奥行 43.5cm 台石 高さ 20cm、幅 101cm、奥行 104cm</p> <p>形状：四角柱型</p> <p>保存状態：良好</p> <p>年代：文政 3 年(1820)</p> <p>建立者：催主 徐松他 5 名、補助 忍領連他 6 連</p> <p>内容等：松尾芭蕉の流れをくむ葛飾蕉門の一つである俳諧結社「多少庵」は、鈴木秋瓜を第 1 世として始まる。その秋瓜に学んだのが、春暁亭連溪庵と号した百間東村の中野南枝である。</p> <p>五社神社の句碑は、南枝の句が 4 句と句の下に連溪庵と刻まれている。また、右側面には年号等とともに催主 5 名、左側面には補助として忍領連、羽生領連、騎西領連、幸手領連、庄内領連、新方領連、百間領連とあり、本塔を建立するに当たって広範囲にわたる多少庵の結社が関係したことが分かる。</p> <p>なお、南枝は文政 5 年(1822)没しており、その直前の句碑である。没後、多少庵第三世を追贈されている。</p>
指定理由	<p>本句碑は、江戸時代の句碑として町内唯一の貴重なものであり、当地域における江戸時代の文化の一端を知ることのできる貴重な資料である。</p> <p>俳諧結社多少庵の当地域における活動や広範囲にわたる関係を知る資料として重要である。</p>
備 考	

指定文化財に関する調書

記入年月日	平成 26 年 2 月 19 日
種 別	歴史資料
名 称	俳額
員 数	1 点
所 在 地	宮代町東 90 番地
所有者の住所・氏名	宮代町東 90 番地 五社神社
管理者の住所・氏名	宮代町東 90 番地 五社神社
経過及び現況	<p>五社神社に伝来。</p> <p>法量：高さ 54.5cm、幅 190.7cm。</p> <p>形態：外枠付横長形</p> <p>保存状態：一度表面を拭いた様子が伺われるが、文字は判読でき、おおむね良好である。</p> <p>時期：江戸時代後半</p> <p>内容等：文政 9 年(1826)2 月に連溪庵(第 4 世) 徐松が願主となり五社神社に奉納されたもので、前文と連溪庵徐松(後の多少庵第 4 世島村鬼吉)の句を筆頭に 41 人の句と在所、俳号が記されている。その在所をみると、町域はもちろん現在の春日部市、杉戸町、羽生市、行田市、加須市を始め、都内の地名も記されている。また、多少庵第 2 世日下部波静の句も見られる。最後に南枝の句があり「故人」と記されており、故人南枝の遺徳を偲んで奥席としている。</p>
指定理由	<p>江戸時代の俳額として数少ない貴重な資料であり、当地域における江戸時代の文化の一端を知ることのできる貴重な資料である。</p> <p>俳諧結社多少庵の当地域における活動の様子とその広がりや関係を知る資料として重要である。</p>
備 考	

指定文化財に関する調書

記入年月日	平成 26 年 2 月 19 日
種 別	歴史資料
名 称	俳額
員 数	1 点
所 在 地	宮代町字姫宮 373 番地
所有者の住所・氏名	宮代町字姫宮 373 番地 姫宮神社
管理者の住所・氏名	宮代町字姫宮 373 番地 姫宮神社
経過及び現況	<p>姫宮神社に伝来。</p> <p>法量：高さ 88cm、幅 171cm</p> <p>形状：外枠付横長形</p> <p>保存状態：一部劣化し判読が困難なところもあるが、おおむね良好である。</p> <p>時期：江戸時代後半</p> <p>内容等：文化 8 年(1811)9 月に町域の俳人である萩原常盤が願主となって姫宮神社に奉納されたもので、上下二段に自由作句と題紅葉からなる 83 句が記されている。江戸の俳人収月の評が頭に付されているが、一部剥落していて判読は困難である。南枝の句が最高位におかれている。在所をみると、町域はもちろん現在の東京都内、春日部市、杉戸町、さいたま市(岩槻)等広範囲に及んでいる。また、裏側には百間台越村 5 人の名が記されている。</p>
指定理由	<p>江戸時代の俳額として最も古い貴重な資料であり、当地域における江戸時代の文化の一端を知ることのできる貴重な資料である。</p> <p>俳諧結社多少庵の当地域における活動の様子とその広がりや関係を知る資料として重要である。</p>
備 考	